

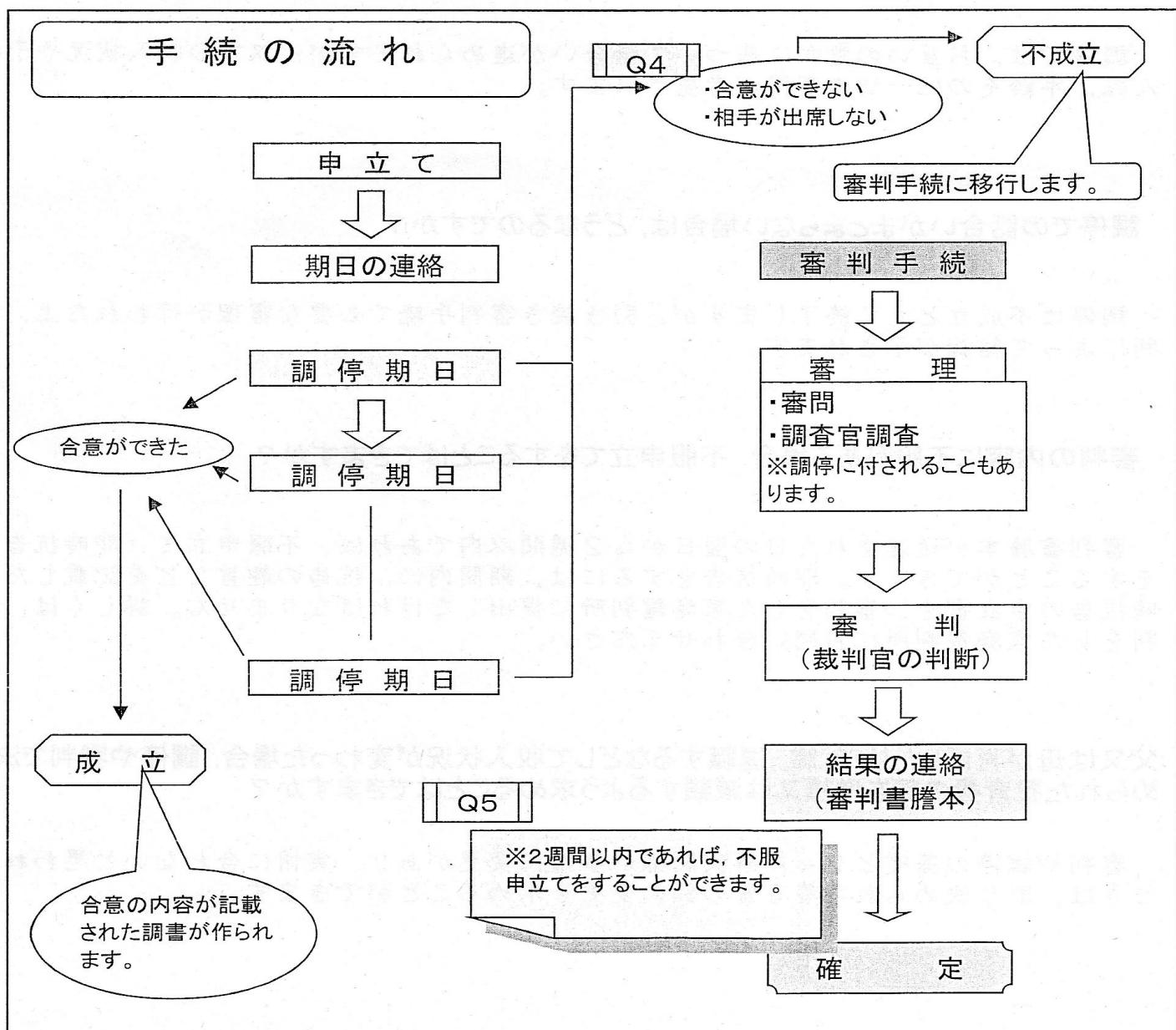
こ かんご かん しょぶん よういくひ
「子の監護に関する処分(養育費)」調停とは……

養育費の分担（支払）について、裁判官と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、双方から事情や意見を聴いたり、必要に応じて資料などを提出してもらったりして、お互いが納得して問題を解決できるように、実情に即した助言やあっせんをする手続のことです（民法766条1項。「養育費」の内容→Q1、養育費の終期→Q2）。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意して、裁判所に提出してください。

| | |
|-----------|--|
| 申立てをする人 | 父又は母 |
| 申立てをする裁判所 | 相手になる人の住所地又は合意で定める家庭裁判所 [→ 家庭裁判所 支部・出張所] |
| 申立てに必要な費用 | <input type="checkbox"/> 子1人につき収入印紙1,200円 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 644円分 [92円×1枚 82円×6枚 10円×6枚] |
| 申立てに必要な書類 | <input type="checkbox"/> 申立書1通 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本1通（未成年者のもの） <input type="checkbox"/> 申立人の収入関係の資料 |

※そのほかに書類の提出をお願いすることもあります。



子の監護に関する処分(養育費)Q&A

Q1 「養育費」には、どのような費用が含まれるのですか？

一般的には、子の衣食住等に要する生活費のほか、教育や医療に要する費用も含まれると考えられています。

Q2 養育費は、子が何歳になるまで支払ってもらうことができるのですか？

調停では、お互いの意向に基づいて話し合いが進められますが、養育費は、一般に子が親から独立して生活できる年齢に達するまで負担しなければならないと考えられており、具体的な年齢は、その子の精神的、社会的、身体的な発達などを考慮して決められます。実務上、18歳になるまで、高校を卒業するまで、あるいは20歳になるまでとしている例が多く見られます。

Q3 養育費の額は、どのように決められるのですか？

調停では、お互いの意向に基づいて話し合いが進められますが、双方の収入状況や子の人数、年齢その他一切の事情が考慮されます。

Q4 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか？

調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理が行われた上、審判によって結論が示されます。

Q5 審判の内容に不服がある場合、不服申立てをすることはできますか？

審判書謄本が送達された日の翌日から2週間以内であれば、不服申立て（即時抗告）をすることができます。即時抗告をするには、期間内に、抗告の趣旨などを記載した即時抗告の申立書を、審判をした家庭裁判所に提出しなければなりません。詳しくは、審判をした家庭裁判所にお問い合わせください。

Q6 父又は母が再婚したり、就職、退職するなどして収入状況が変わった場合、調停や審判で決められた養育費の額を増額又は減額するよう求めることはできますか？

審判や調停の基礎となった事実関係や事情に変更があり、実情に合わないと思われるときは、取り決められた養育費の額の変更を求めるすることができます。